

所定疾患施設療養費について

【所定疾患施設療養費】

令和3年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全に繋げていきたいと考えており、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表し、今後もホームページにて実施状況をご報告いたします。

【算定要件】厚生労働大臣が定める基準

- 1 所定疾患施設療養費対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
- 2 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定。
- 3 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 4 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 6 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 7 医師が感染症対策に関する研修を受講している。（所定疾患施設療養費Ⅱに限る）

【所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況】

令和4年度		令和4年										令和5年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
肺炎	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	日数	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
尿路 感染症	人数	1	3	2	2	4	2	3	1	4	3	3	5	33	
	日数	9	16	13	18	29	16	22	8	16	17	16	38	218	
带状 疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8	0	0	13	
蜂窩 織炎	人数	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	日数	0	20	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	30	